

4行革(行)第262号  
令和5年3月1日

愛媛県内アスファルトプラント所有会社 各位

愛媛県総務部長  
(公印省略)

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札におけるアスファルトプラント  
に関する当面の取扱いについて (通知)

本県が実施するアスファルト舗装工事の入札後審査型一般競争入札において、入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式の評価項目として、アスファルトプラント(以下「プラント」という。)の有無を評価対象としているところですが、不可抗力(プラントの所有業者に帰責事由がないと認められる場合に限る。)により、一時的に不稼働期間が生じることとなった場合については、当面の間、別紙のとおり取り扱うこととしますので、申請手続きにご留意のうえ、ご活用ください。

(問い合わせ先)

愛媛県行財政改革局行革分権課  
行政管理室入札監理グループ

Tel 089-968-2294

(別紙)

愛媛県建設工事入札後審査型一般競争入札におけるアスファルトプラント  
に関する当面の取扱いについて

本県が実施するアスファルト舗装工事の入札後審査型一般競争入札において、入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式の評価項目として、アスファルトプラント（以下「プラント」という。）の有無を評価対象としているところですが、不可抗力（プラントの所有者に帰責事由がないと認められる場合に限る。）により、一時的に不稼働期間が生じることとなった場合については、当面の間、次のとおり取り扱うこととします。

1 入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式に係る取扱い

(1) 基本方針

舗装工事業業者におけるプラントの所有の有無について、一時的に不稼働期間が生じた場合で、プラントの所有者に帰責事由がないことが認められ、かつ、プラントの復旧・再建が見込まれるときは、プラントの不稼働の発生から起算して1年を経過するまでの間は、業者の事業継続を支援するための救済措置として、入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式の関連項目について、プラントを所有しているものとみなして評価する（以下「みなし評価」という。）ことができる。

また、みなし評価を行う期間内に、プラント再建に係る事業計画書、プラント建設に係る契約書の写し等を添えて、みなし評価期間の延長の申請が行われた場合に、再稼働に向けた進捗状況が確認できたときは、みなし評価に係る期間を延長する（再延長を妨げない。）。

(2) 認定手続きについて

プラントに不稼働期間が発生した際に、プラントの所有者が、みなし評価の認定を希望するときは、別添様式第1号により、愛媛県総務部行財政改革局行革分権課（以下「行革分権課」という。）にその旨を申請する。

みなし評価として認定する場合、おって、別添様式第2号（認定通知書）により申請者に通知する。

また、プラントの所有者が、みなし評価に係る期間の延長（再延長を含む。以下同じ。）を希望する場合は、当該期間終了の1か月前までに、別添様式第3号に再稼働に向けた進捗状況が確認できる資料（プラント再建に係る事業計画書、用地買収契約書、プラント建設工事契約書など）を添えて、行革分権課にその旨を申請する。

なお、申請書類の提出方法は、次の場所へ持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。）により提出する。

愛媛県総務部行財政改革局行革分権課 〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089-968-2294
---

(3) 簡易型総合評価落札方式における評価項目について

以下の評価項目について、みなし評価を行う。

[技術力の継続的な確保について]

評価項目	評価内容	評価基準	配点
設備等施工体制	〔アスファルト舗装工事の場合〕 アスファルトプラントの有無及び 所有するアスファルトフィニッシャ の使用	アスファルトプラントが県内にありかつ所有する アスファルトフィニッシャを当該工事で使用	15
		アスファルトプラントが県内にあり	10
		所有するアスファルトフィニッシャを当該工事で 使用	5
		上記以外	0
	〔アスファルト舗装工事でアスファルトフィ ニッシャを使用しない場合〕 アスファルトプラントの有無	アスファルトプラントが県内にあり	10
		上記以外	0

[地理的要件]

評価項目	評価内容	評価基準	配点
本・支店、営業所の有無	同一市町内(管内)での本・支 店、営業所の所在の有無	地方局管内に本店あり	10
		地方局管内にアスファルトプラントあり	7
		県内に本店あり	3
		上記以外	0

(4) 入札に際し提出する書類について

みなし評価の認定を受けた事業者は、建設工事の入札に際し、入札参加資格及び簡易型総合評価に係る資料に記載したプラントについて、自らが所有するもの（共同所有の場合は、出資比率が3分の1を超えるもの）であることを証する書類の提出は、認定通知書の写しを提出することにより代えることができる。

2 適用

この取扱いは、通知の日以降に入札公告等を行う案件から適用する。

(問い合わせ先)  
愛媛県行財政改革局行革分権課  
行政管理室入札監理グループ  
Tel 089-968-2294

(様式第1号)

## アスファルトプラントのみなし所有に係る認定申請書

年 月 日

愛媛県総務部長 様

(申請者)

住 所:

商号又は名称:

代 表 者 名:

(※共同出資の場合は連名とする。)

当社は、一時的にアスファルトプラントの不稼働期間が生じることとなったため、愛媛県発注工事に係る入札後審査型一般競争入札（簡易型総合評価落札方式）におけるアスファルトプラントの審査項目等について、アスファルトプラントを所有しているものとみなして評価していただくよう申請します。

なお、下記の内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### ○アスファルトプラントの概要

所在地	
出資会社及び出資率	(例) A社○%、B社□%、C社△%
不稼働期間が生じることとなった原因及び現在の状況等	
再稼働の意向	あり ・ なし

(様式第2号)

## アスファルトプラントのみなし所有に係る認定(期間延長)通知書

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名 様

愛媛県総務部長

本県が実施する入札後審査型一般競争入札において、入札参加資格及び簡易型総合評価落札方式の評価項目として審査するアスファルトプラントの有無について、下記のとおり、アスファルトプラントの不稼働期間においても、アスファルトプラントを有しているものとみなして取り扱うことを認めます。

なお、下記内容及び申請書に記載の内容に変更が生じた場合は、その内容が確認できる書類を提出してください。

おって、みなし評価に係る期間の延長を希望する場合は、当該期間終了の1か月前までに、様式第3号(アスファルトプラントのみなし所有に係る認定期間延長申請書)に再稼働に向けた進捗状況が確認できる資料(プラント再建に係る事業計画書、用地買収契約書、プラント建設工事契約書等)を添えて、申請してください。

### 記

○有しているものとみなすアスファルトプラントの概要

所在地	
出資会社及び出資率	(例) A社○%、B社□%、C社△%
みなし評価に係る期間	年 月 日 ~ 年 月 日

(様式第3号)

## アスファルトプラントのみなし所有に係る認定期間延長申請書

年 月 日

愛媛県総務部長 様

(申請者)

住 所:

商号又は名称:

代 表 者 名:

(※共同出資の場合は連名とする。)

年 月 日付けで認定のあった取扱いについて、期間の延長を申請します。  
なお、下記の内容及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

### 記

#### ○アスファルトプラントの概要

所在地	
出資会社及び出資率	(例) A社○%、B社□%、C社△%
みなし評価に係る期間 (申請前)	年 月 日～ 年 月 日
不稼働期間が生じたこととなった原因	
現在の状況及び今後の見込み (再稼働へ向けた具体的な取組内容)	
再稼働予定日 (期間延長後)	年 月 日

(注) 再稼働へ向けた現在の状況及び今後の見込みを証明する書類 (プラント再建に係る事業計画書、用地買収契約書、プラント建設工事契約書等) を添付すること。